

会 議 録

会議の名称	西東京市個人情報保護審議会（第5回）
開催日時	平成28年1月29日（金）午後2時00分から午後3時40分まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 庁議室
出席者	（出席委員） 横澤委員、横道委員、岡本委員、河野委員、茶谷委員、海老澤委員 （説明員） 企画部情報推進課長、市民部納税課長、健康福祉部生活福祉課長 （事務局） 総務部総務法規課長、総務法規課課長補佐、総務法規課副主幹、法規文書係主査、法規文書係主任、法規文書係主事 （欠席）長谷川委員
議 題	議題1 個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について （諮問） ほか
会議資料	資料1-1 諮問書（写） ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
○会 長	それでは、議題1 個人情報保護条例及び特定個人情報保護条例の改正について審議する。事務局の説明を求める。
	【事務局より説明】
○会 長	審理員について、詳細に説明してほしい。
○説明員	（資料1-4に基づいて説明）
○会 長	他に質問等はあるか。
○委 員	個人情報保護審査会及び情報公開審査会は、平成13年に設置されたのか。
○説明員	平成13年の合併のときに設置された。
○委 員	改正法では、審査請求人は、審理員に対して審査請求を行うこととなるのか。
○説明員	上級行政庁がある場合は上級行政庁に、ない場合は処分をした行政庁に対して請求する。市の条例に基づく処分の場合は、処分をした市に対して請求することになる。
○委 員	住民が審査請求を出す宛先はどうなるのか。
○説明員	自己情報の開示請求の場合は、市長名で決定を行うため、審査請求の宛先も市長となる。
○委 員	審理員は1人で審理手続を行うのか。
○説明員	原則1人だが、補助者をつけることもできる。ただし、それでもかなりの

事務負担が発生することが予想される。

- 委員 個人情報保護及び情報公開以外の処分に関しては、新たに審査会を設けるのか。
- 説明員 行政不服審査会を新たに設置する。
- 委員 行政不服審査会も同じようなメンバーで構成されるのか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 市民の側からすると、結局は市の中で審査していると思われてしまうのではないか。
- 説明員 処分に関与しない中立的な立場の職員を審理員に置く。
- 委員 資料 1-4 の図では、審査請求人が審理員に提出するよう見えるが。
- 説明員 資料 1-4 の図は、国の場合の例を示している。図の点線の枠が市全体をイメージしている。
- 委員 資料 1-5 の見方について説明してほしい。1 の図は、改正法における審査手続、2 の図は、条例案における審査手続の流れであり、西東京市は2 の図の流れをとるという理解でよいか。
- 説明員 個人情報保護及び情報公開については、審理員による審理手続を適用除外とするため、2 の図のとおりとなる。これら以外の行政処分に対する審査については、1 の図に示すとおりである。
- 委員 不服申立ては、どのようなものが多いのか。
- 説明員 保育園の入所関係が多い。
- 委員 資料 1-5 の5 の運用状況は、西東京市のものか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 請求件数に対して、不服申立て件数は少ないように思われる。審理員手続により対応できないこともないのではないか。
- 説明員 自己情報開示請求は、介護認定に関するものが多い。ケアマネージャーが代理で申請してくることが通例である。それ以外の開示請求では、大量に、又は繰り返し請求をする者もいるため、そのような場合に審理員による手続で対応すると相当の負担が発生すると考えている。
- 委員 一般的な不服申立てであれば、どのような請求が来るかわからない面があるが、個人情報保護及び情報公開については、請求対象がある程度限定されているため、専門的な対応が必要という理解でよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 会長 では、本諮問については、審議会として、条例改正の方針を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 次に議題2 西東京市個人番号の利用に関する条例の制定について、事務局からの報告を求める。

【担当課より報告】

- 会長 事務局からの報告に対し、質問等はあるか。
- 委員 庁内連係により情報を見られるものは、主に所得に関するものか。

- 説明員 そのとおりである。所得情報以外にも住民基本台帳から住所、氏名の確認も同時に行っている。
- 委員 1月1日から、社会保障・税番号制度は、市において順調に運用されているのか。
- 説明員 J-L I Sによる送付が遅れたこともあり、通知カードがまだ届かないといった世帯もあるようである。市民課に確認したところ、通知カードが届かず返戻となったものが約11,100通、うち約5,000通は交付できたが、残りの5,000通強は市に残っている状況である。
- 委員 個人番号カードの申請状況はどうか。
- 説明員 J-L I Sへの申請状況は4,300件ほどであり、うち発行件数は519件と聞いている。
- 委員 利便性が不明なまま番号制度が開始されたように感じるが、市民にとって便利になったと実感できるのはいつ頃になるのか。
- 説明員 平成29年7月からの情報連携が始まれば、添付書類が省略できるようになり、ある程度利便性を実感できるようになると考える。また、平成29年1月から運用が開始されるマイナポータルでは、プッシュ型のサービスが可能となるため利便性が増すと考える。
- 会長 それでは、議題2については以上とする。

◆説明員退席

- 会長 次に、議題3 債権回収対策に係る債権の種類追加について、事務局からの報告を求める。

【担当課より報告】

- 会長 担当課からの報告に対し、質問等はあるか。
- 委員 返還金というのは、どういった場合に発生するのか。
- 説明員 一旦支給したが、多く支給しすぎたものについて返還を請求する場合などがある。
- 委員 引継事案が完納となった場合は、各所管課に個人情報等を返還するのか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 資料3頁図2において、「引継案件の完了手続」のところ、所管課から本人あて通知と書いて、かっこ書きで完納の場合は本人通知しないと書いてあるが、これはどういう意味なのか。
- 説明員 確認する。
- 委員 資料3頁図2の処理の流れについて詳細に説明してほしい。
- 説明員 (資料3頁図2に基づいて説明)
- 委員 引継とは具体的にどのような方法で行うのか。
- 説明員 書面により行う。
- 委員 債権回収対策係に引き継がれるおおよその基準はあるのか。
- 説明員 資力があるにも関わらず納付に応じないもの、電話等で再三督促を行っても反応がないもの等を対象としている。
- 委員 滞納額の多寡による基準はないのか。
- 説明員 滞納額による基準もある。例えば、国民健康保険料で言えば30万円以上が対象となる。

- 委員 引継案件約 500 件を職員何名で処理しているのか。
- 説明員 6 名である。
- 委員 債権回収対策係への徴取引継が開始されてから回収は順調に進んでいるのか。
- 説明員 徴収率は平成 26 年度と比較して改善しており効果がみられてきていると言える。今後も納税課の徴収ノウハウを生かし、徴収率向上に取り組んでいきたい。
- 委員 各種手当の手續において、厳密に事務処理を行ったにも関わらず返還金が生じることがあるのか。
- 説明員 不正に受給していたというケースもあるようである。
- 委員 債権回収対策係に引き継がれる債権の種類を、今後さらに拡大する予定はあるのか。
- 説明員 今のところ拡大の予定はない。
- 会長 それでは、債権回収対策に係る個人情報の取り扱いについては、今後も適正に実施されるようお願いしたい。議題 3 については以上とする。

- 会長 次に、議題 4 臨時福祉給付金事業実施に伴う個人情報の収集及び目的外利用について、事務局からの報告を求める。

【担当課より報告】

- 会長 担当課からの報告に対し、質問等はあるか。
- 委員 1 回目の給付金の支給はいつ行ったのか。
- 説明員 平成 27 年 10 月である。
- 委員 支給金額はいくらか。
- 説明員 6,000 円である。今回は、平成 27 年度の給付金の対象者のうち 65 歳以上の年金受給者に対して 3 万円を追加支給するものである。前回の 6,000 円は消費税増税による負担を軽減するものであり、今回は、賃金の上昇の恩恵が年金生活者や低所得者に及びにくいことに配慮したものである。
- 委員 生活保護受給者も対象となるのか。
- 説明員 対象外である。ただし、生活保護が廃止又は支給停止となった者は給付金の支給対象である。
- 委員 平成 27 年度の対象者は何名か。
- 説明員 約 3 万人が対象である。今年度分は、まだ支給中であり増加する可能性もある。
- 委員 1 万人くらいは、平成 27 年度のみ給付金をもらっただけとなるのか。
- 説明員 65 歳未満の者についてはそうである。
- 委員 対象者への周知はどのように行うのか。
- 説明員 対象者を絞った上で通知により案内する。併せて市報等にも掲載する。
- 委員 西東京市の 65 歳以上の人口はどのくらいか。
- 説明員 約 4 万人である。
- 委員 4 万人のうち、1 万 6 千人が対象というのはかなりの割合である。
- 説明員 単身世帯が増加していることによるものを考える。
- 委員 通知により案内をした者が全員申請するとは限らないのではないか。
- 説明員 そのとおりである。どなたの扶養にもなっていない方が対象であり、他市の方に扶養されている方がいるとその情報は通知の段階では市ではわから

- ない。申請漏れを防ぐため、対象を絞りすぎないようにしている。
- 委員 対象者への通知は他市でも実施しているのか。
 - 説明員 他市でも実施している。
 - 委員 高齢者となると広報を読んでも、自分が対象かわからない場合もあるのではないか。
 - 説明員 民生委員や地域包括支援センターに対し、対象者に声かけをしてもらうよう依頼する予定である。
 - 委員 民生委員の活動の中でも、対象の方を見つけたら声をかけるようにしたい。
 - 委員 西東京市の民生委員は、何名いるのか。
 - 説明員 定員 147 名のうち、現在 139 名が登録されている。
 - 会長 臨時福祉給付金事業に係る個人情報の取り扱いについては、今後も適正に実施されるようお願いしたい。議題 4 については、以上とする。

 - 会長 以上で本日の審議会は、閉会とする。